

広島県告示第八百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所（東広島支所）において、平成二十一年十月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年九月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

造賀田万里線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新	旧			
竹原市田万里町字東鑄師原一七六四番一地从先から 竹原市田万里町字胡ヶ丸三二五番一地从先まで		七・九〇〇 五・二〇〇		二六五・〇〇	
	一五・三〇〇 四〇・四〇〇			二五五・〇〇	拡幅